

資本金 五萬円

事業 製本業

企業系統 十シ

使用労働者 増三社 計六十六人

三、労働者側

争議参加者 増三社 計五十八人

加盟労働組合 總同盟出版労働組合

争議参加者中組合加盟者 全賃

四、争議発生ノ時 昭和六年七月十日

争議発生ノ原因

事業主ハ経営難ノ為本月二日従業員一同ニ對シ口頭ヲ以テ賃

金平均七分五厘値下皆勤手當減給特別手當ノ廢止ヲ発表シタ

ルニヨル

六、要求事項

(一) 七月六日左記數額願書ヲ提出ス

一、賃銀値下絶対反對ス

一、臨休ノ場合八日給ノ半額ヲ支給スルコト

一、臨休ハ職人徒弟差別ナク今様ニサスコト

一、幼年工ノ満期卒業ヲ徴兵検査迄トスルコト

一、労働組合ヲ公認スルコト

(二) 七月十二日別記十九項ノ要求書ヲ提出ス

七、経過

(一) 労働者側

従業員側ハ前記発表ヲ受ケタル為直チニ組合長徳永正報ニ  
通報シテ指導ヲ受ケ前項(五項)ノ數額書ヲ提出シタルニ拒  
絶サレタル為七月十日麹町區飯田町六ノ一番地ニ一戸ヲ借  
リ要ケ争議團本部トシ今日ヨリ女工八名ヲ除ク全従業員ニ  
入り團長以下ノ部署ヲ定メ反証團体ノ應援下ニヌーデー歌